

教職員と生徒との連絡手段に関する規程

北海道新篠津高等養護学校

(目的)

第1条 この規程は、北海道新篠津高等養護学校教職員（以下「教職員」）が、生徒の携帯電話番号やコミュニケーションアプリID及びメールアドレス等（以下「電話番号等」）の連絡手段に係る情報を取得利用する場合、及び教職員が自己の電話番号等の情報を生徒に提供する場合に必要な事項を定め、校務の円滑な推進を図るとともに生徒の個人情報保護することを目的とする。

(取得・提供の条件)

第2条 教職員が生徒の電話番号等を取得利用又は自己の電話番号等を提供することができるのは、校務運営上必要な場合に限るものとし、次のとおりとする。

- (1) 学習指導のために必要な場合
- (2) 部活動指導のために必要な場合
- (3) 生徒の安全を確保するために必要な場合
- (4) 校長が必要と認める場合

(取得・提供の対象)

第3条 教職員が生徒の電話番号等を取得又は自己の電話番号等を提供することのできる対象は、次のとおりとする。

- (1) 担任する学級の生徒
- (2) 担当する舎室の生徒
- (3) 顧問する部活動の生徒
- (4) 校長が必要と認める生徒

(取得・提供の方法)

第4条 教職員が生徒の電話番号等を取得又は自己の電話番号等を提供する場合は、次によるものとする。

- (1) 教職員が生徒の電話番号等を取得又は自己の電話番号等を提供する場合は、生徒及び保護者の同意を得なければならない。
- (2) 教職員が生徒の電話番号等を取得又は自己の電話番号等を提供する場合は、「電話番号等の取得・提供届」を提出し、校長の許可を得なければならない。

(保管の方法)

第5条 取得した電話番号等は、学校の個別ファイル又は寄宿舍の個別ファイルに「電話番号等の取得・提供届」と一緒に保管するものとする。

(廃棄)

第6条 次の場合は、取得した電話番号等を廃棄しなければならない。

- (1) 生徒又は保護者から廃棄の求めがあったとき。
- (2) 卒業等により、取得した電話番号等が不要になったとき。

(禁止事項)

第7条 電話番号等の利用は第2条に示すものに限るものとし、生徒と私的な連絡や悩み相談などを行ってはならない。悩み相談など生徒指導が必要な場合は、生徒指導部又は生活部等と協議の上、組織的に対応するものとする。

附則

この規程は平成27年7月1日から施行する。